

# アウトドアを楽しむ会 規約・規定集

1. 会 則
2. 山行規定
3. 教育・遭難対策規定
4. 事業企画および会山行時の  
自家用車使用に関する規定
5. 会計細則

2025年2月11日・改定版

# 「アウトドアを楽しむ会」 会則

制定：平成 10 年 01 月 24 日  
改定：平成 18 年 01 月 28 日  
改定：平成 19 年 01 月 27 日  
改定：平成 21 年 02 月 07 日  
改定：平成 22 年 02 月 06 日  
改定：平成 27 年 02 月 14 日  
改定：令和 02 年 02 月 08 日  
改定：令和 04 年 02 月 05 日  
改定：令和 07 年 02 月 11 日

## 第 1 条 (会の名称)

この会は「アウトドアを楽しむ会」と呼び、事務所を盛岡市に置く。

## 第 2 条 (会の目的)

この会は、アウトドアスポーツ愛好者による会員相互の親睦と心身の健康増進をはかり、あわせて地域社会に貢献することを目的とする。

## 第 3 条 (会の事業)

この会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 山歩き、ハイキングおよびアウトドアスポーツ
2. 講習会
3. 会報の発行
4. 諸団体との交流
5. その他目的達成のために必要と認められる事業

## 第 4 条 (会員の資格)

この会は、盛岡地域周辺に在住する個人の会員で構成する。

## 第 5 条 (会への加入・脱退)

この会に加入しようとする者は、加入申込書に会費、労山山岳事故対策基金を添えて事務局に申し込む。この会を脱会する場合は、本人の申し出によるものとする。

## 第 6 条 (会の機関)

この会の事業を円滑に行うために次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会

## 第 7 条 (総会)

総会はこの会の最高決定機関で会員と役員で構成し、年 1 回会長が召集する。

## 第 8 条 (総会の成立)

総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

## 第 9 条 (総会の決議事項)

次の事項は総会で決めなければならない。

1. 規約の改廃
2. 役員を選出
3. 事業計画の決定
4. 会計報告
5. その他重要な事項

## 第10条 (役員)

この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
会 計	1 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
運営委員	若干名

## 第11条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会の業務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故の場合はその業務を代行する。
3. 会計は会計に関する一切の業務を処理する。
4. 事務局長は事業企画の業務を統轄する。
5. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故の場合はその業務を代行する。
6. 運営委員は事業企画の業務を分掌する。

## 第12条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年(総会から翌年総会まで)とし、再選を妨げない。

## 第13条 (運営委員会)

運営委員会はこの会の役員で構成し、必要と認められる時期に会長が召集する。

## 第14条 (運営委員会の協議事項)

運営委員会は活動および事業企画を協議決定し、その推進をはかる。

1. 活動の推進
  - (1) 講習会の企画立案
  - (2) 会報の発行
  - (3) 諸団体との交流立案
2. 事業企画の推進
  - (1) 企画の計画立案と諸事務処理
  - (2) 事業企画の会計予算および決算
  - (3) 事業企画参加費の決定
  - (4) 会員への募集案内と集約
3. 企画委員の委嘱  
事業企画(記念事業等)の計画立案に当たり企画委員を委嘱することができる。
4. 教育・遭難対策  
山行における事故防止および事故発生時の対応に関する事項
5. その他必要な事項

## 第15条 (専門部の設置)

この会の運営委員会に各専門部を置き、事業活動を委嘱することができる。

## 第16条 (専門部の役割)

会活動の円滑な事業推進に向け以下の専門部を置く。

1. 山行企画部: 山行の企画運営に関する事項
2. ハイキング企画部: ハイキングの企画運営に関する事項
3. 会報部: 会報の発行に関する事項
4. 自然保護部: 活動山域の自然保護に関する事項
5. その他

#### 第17条 (専門部の構成)

会員はいずれかの専門部に所属するものとし、各専門部は役員および会員で分掌し、次で構成する。

部長	1名
副部長	1名
部員	若干名

#### 第18条 (運営経費)

この会の運営は、会費、事業企画参加費、その他の収入をもって運営し、次の会計処理による。

一般会計：会費を主たる収入源とする会全体の会計。

事業企画会計：事業企画参加費を主たる収入源とする1事業企画毎の会計。

#### 第19条 (会費)

この会の会費は本会(アウトドアを楽しむ会)会費2,220円と、県連(岩手県勤労者山岳連盟)会費2,280円を会計年度当初に一括納入する。ただし、同一世帯に複数会員がいる場合も一律、同額とする。

また、年度途中で加入した場合の会費については、残月数に応じた額とする。

#### 第20条 (事業企画参加費)

この会の事業企画参加費は、1事業企画毎に決定し、1事業企画毎に決算する。

また、1事業企画毎決算後の余剰金は一般会計に繰り入れる。

#### 第21条 (会計年度)

この会の会計年度は毎年1月1日～12月31日までとする。

#### 第22条 (会計監事)

この会に会計監事2名を置く。

1. 会計監事は総会において選出する。

2. 会計監事の任期は総会から翌年度総会までとし、再選を妨げない。

#### 第23条 (会計監事の任務)

会計監事はこの会の会計に関わる一切の処理事項を年1回以上監査し、その結果を総会または運営委員会に報告する。

#### 第24条 (会員個人の責任)

この会の活動および事業企画に対する参加可否の判断は、会員個々の自己健康等を考慮し自己の責任によりおこなう。また、活動および事業企画における言動および行動についても、会員個々の常識的判断による自己の責任とする。

#### 第25条 (組織、個人の債務責任)

この会の組織および機関、または会員個人および役員個人は、この会の活動および事業企画中の事故等に対し一切の責任を問われない。

#### 第26条 (その他協議)

この会則に定めのないものは、総会および運営委員会で協議する。

- 付 則 （設立総会時会則の策定）  
この会則は平成 10 年 01 月 24 日に施行し、平成 10 年 01 月 25 日から適用する。
- 付 則 （第 9 回定期総会時の改定）  
この会則は平成 18 年 01 月 28 日に一部改定し、平成 18 年 01 月 29 日から適用する。
- 付 則 （第 10 回定期総会時の改定）  
この会則は平成 19 年 01 月 27 日に一部改定し、平成 19 年 01 月 28 日から適用する。
- 付 則 （第 12 回定期総会時の改定）  
この会則は平成 21 年 02 月 07 日に一部改定し、平成 21 年 02 月 08 日から適用する。
- 付 則 （第 13 回定期総会時の改定）  
この会則は平成 22 年 02 月 06 日に一部改定し、平成 22 年 02 月 07 日から適用する。
- 付 則 （第 18 回定期総会時の改定）  
この会則は平成 27 年 02 月 14 日に一部改定し、平成 27 年 02 月 15 日から適用する。
- 付 則 （第 23 回定期総会時の改定）  
この会則は令和 02 年 02 月 08 日に一部改定し、令和 02 年 02 月 09 日から適用する。
- 付 則 （第 25 回定期総会時の改定）  
この会則は令和 04 年 02 月 05 日に一部改定し、令和 04 年 02 月 06 日から適用する。
- 付 則 （第 27 回定期総会時の改定）  
この会則は令和 06 年 02 月 11 日に一部改定し、令和 06 年 02 月 12 日から適用する。
- 付 則 （第 28 回定期総会時の改定）  
この会則は令和 07 年 02 月 11 日に一部改定し、令和 07 年 02 月 12 日から適用する。

# 「アウトドアを楽しむ会」 山行規定

制定：平成 22 年 02 月 06 日

改定：平成 27 年 02 月 14 日

改定：令和 02 年 02 月 08 日

## 第 1 条 (趣 旨)

この規定はアウトドアを楽しむ会会則に基づき、山行活動（山歩き、ハイキング等）の円滑な実施と事故防止、安全・安心登山の実践に関し、必要な事項を定める。

## 第 2 条 (会員の山行心得)

会員は、日常の健康管理、登山技術および知識の習得に努め、労山自然保護憲章による環境保全・自然保護を心掛け、常に自己責任の基に安全・安心登山を実践しなければならない。

## 第 3 条 (山行形態の定義)

この会における山行形態の定義を、以下に定める。

### (1) 会が企画する会山行：(通称 会山行)

この会（山行企画部、ハイキング企画部等）またはこの会が加盟する上部団体（労山岩手県連盟および労山全国連盟等）が企画立案し主催するもので、総会または運営委員会で承認された山行をいう。

### (2) 会員が自主的に企画する山行：(通称 個人・グループ山行)

この会に所属する会員が自主的に企画立案し、主催する山行をいう。

### (3) 会・会員以外が企画する山行：(通称 ツアー企画山行)

日本勤労者山岳連盟以外の団体および組織、会員以外の個人が企画および主催する山行をいう。

## 第 1 章 会が企画する会山行

## 第 4 条 (会山行への参加)

会山行への参加者は原則として会員に限る。

ただし、公開山行等の会山行において、以下の条件を満たす場合に限り会員外の参加を認めることができる。

(1) 会員外参加者の事故等に対する保険等の付保が確保された場合

(2) 会員外参加者の事故等に対する会および会員の免責に関し同意が得られた場合

## 第 5 条 (会山行の企画立案)

会山行の企画立案は、山城や気象等の基礎的情報、体力や技術力等の情報を総合判断し、会員参加者の安全・安心登山を最優先事項とする。

2. 会員からの参加を募集する場合は、山行企画について運営委員会の承認を得るものとする。

## 第 6 条 (会山行の参加費)

会山行の参加費については、1 事業企画ごとに交通手段やガソリン単価等を勘案して設定する。

2. 参加費は原則として前払いとし、納入期限を厳守する。

3. キャンセルの場合には、参加費は原則として返却しないものとする。ただし、宿泊費等事前に取り消しができた個人経費は返却する。また、交通費等の固定経費を差し引いた金額を算出基礎として余剰金が生じた場合は、参加費の一部を返却することがある。

4. 参加費を返却する場合は、運営委員会です承を得るものとする。

#### **第7条 (会山行の体制)**

会山行には、原則としてリーダー (CL) およびサブリーダー (SL) を設定する。

2. リーダーは会員参加者を複数の班編成 (各班に班長および副班長を設ける) とすることができる。

### **第2章 山行届の提出**

#### **第8条 (山行届の提出義務)**

全ての山行において山行届 (様式 別紙1) を事前に事務局に提出し、承認を受ける。

2. 山行内容 (山行届記入の全事項を指す) を変更する場合は速やかに事務局へ連絡する。

3. 会が企画する会山行の山行届については、会山行開催案内書、および参加費納入者の名簿または参加者の配車表・班編成表をもって、山行届の提出および承認とする。

#### **第9条 (下山報告の義務と期限の厳守)**

全ての山行において、下山後速やかに、事務局へ下山の報告をする。

2. 下山報告の期限は下山予定日の 20 時までとする。

#### **第10条 (無届山行の禁止および処分)**

いかなる山行においても無届山行は厳に禁止する。

2. 無届山行における事故に関し、会は一切の責任を負わない。

3. 無届山行を行った会員に対し、運営委員会の決議により退会処分とすることができる。

### **第3章 労山山岳事故対策基金への加入**

#### **第11条 (労山山岳事故対策基金への加入)**

会員は労山山岳事故対策基金に加入するものとする。

2. 無積雪期のみ山行実施の会員については3口以上、アイゼン、ピッケル等を使用する積雪期山行実施の場合は5口以上の加入を薦める。

#### **第12条 (その他協議)**

この規定に定めのないものは、総会および運営委員会で協議する。

付 則 (第13回定期総会時の制定)

この規定は平成22年02月06日に施行し、平成22年02月07日から適用する。

<参考1>

山行規定の制定に伴い、平成10年07月31日作成の内部規定「山行行事等の参加費について」を廃止する。

付 則 (第18回定期総会時の改定)

この規定は平成27年02月14日に一部改定し、平成27年02月15日から適用する。

付 則 (第 23 回定期総会時の改定)

この規定は令和 02 年 02 月 08 日に一部改定し、令和 02 年 02 月 09 日から適用する。

<参考 2 >

山行計画書 (山行届)

- ・ 各会・クラブで定めた任意のフォーマットですので、指定はありません。いつ、だれが、どこに、山行形態 (または目的)、交通手段等がわかるものであれば様式は問いません。  
ただし、山行管理がわかる提出日 (ファックスやメールの送信日で OK) と受理日欄が必要です。

山行届の提出先

- ・ 県内山域：所属山岳会 (当会)  
山行届 (様式 別紙 1) を事務局へ事前に提出する。  
山行届として最低限のいつ、だれが、どこに、山行形態 (または目的)、交通手段等がわかるものを事前に提出する。
- ・ 県外山域：県連  
山行届 (様式 別紙 1) を県連事務局へ事前に提出する。
- ・ 海外山域：全国連  
海外登山については全国連盟海外委員会宛てに事前に提出しないと基金の対象にはなりません。(事故があっても基金の給付対象にならなくてもよいのでしたら提出しなくてもかまいません。)  
登山計画書の書式は所属の団体 (会・クラブ) へ提出されたものをそのまま送っていただければ OK です。  
商業登山・ツアートレッキングの場合は、登山計画書の他に参考資料としてパンフレット (写し) を添付願います。



## 「アウトドアを楽しむ会」 教育・遭難対策規定

制定：平成 22 年 02 月 06 日

改定：平成 27 年 02 月 14 日

改定：令和 02 年 02 月 08 日

### 第 1 条 (趣 旨)

この規定は、アウトドアを楽しむ会山行規定に基づき会および会員により企画された事業企画（会山行）において、事故の未然防止および事故が発生時の速やかな捜索および救助に向けた活動（以下「救助活動等」という。）に関し、必要な事項を定める。

### 第 2 条 (事故の定義)

この規定において「事故」とは、次の場合をいう。

- (1) 理由の如何を問わず、パーティ（単独を含む。）が独自での下山が不可能な場合
- (2) 下山予定日の 20 時まで、事務局に下山報告がない場合
- (3) その他、上記のいずれかに該当すると事務局が判断した場合

### 第 3 条 (事故防止対策)

事故の未然防止に向けた教育・訓練活動を行う。

- (1) 登山技術等の知識・習得にむけた講習会の開催
- (2) 日常の健康等の維持向上にむけた講習会の開催
- (3) 日本勤労者山岳連盟および岩手県勤労者山岳連盟主催の各種遭難対策講習会への参加
- (4) その他、事故防止対策として必要と認める事項

### 第 4 条 (事故発生時の対応)

事故が発生した場合、会長は直ちに遭難対策本部を設置する。

2. 遭難対策本部は、次の活動を行う。

- (1) 情報の収集
- (2) 事故者（構成メンバーを含む）の家族との連絡
- (3) 救助捜索隊の編成と派遣
- (4) 警察、山岳団体（上部岩手県連等）等の関係機関への協力要請および連携
- (5) 捜索活動等終了後の活動経費の精算および事故報告書の作成
- (6) その他、遭難対策本部長が救助活動等を円滑に進めるために必要と認める事項

3. 現地における救助活動等は、事故者の家族の要請又は了解のもとに実施する。

### 第 5 条 (救助活動等の経費負担)

救助活動等に要する経費は、事故者又はその家族が負担するものとする。

### 第 6 条 (会山行以外の山行および無届山行における事故の対応)

会員が会山行以外の山行で事故に遭った場合の事故対策は、原則として会は責任を負わない。ただし、会として必要な支援を行うことができる。

2. この会は原則として無届山行の責任を負わない。ただし、会として特に必要と認める場合、または家族等からの要請がある場合は救助活動等を行うことができる。

## 第7条 (その他協議)

この規定に定めのないものは、総会および運営委員会で協議する。

付 則 (第13回定期総会時の制定)

この規定は平成22年02月06日に施行し、平成22年02月06日から適用する。

付 則 (第18回定期総会時の改定)

この規定は平成27年02月14日に一部改正し、平成27年02月15日から適用する。

付 則 (第23回定期総会時の改定)

この規定は令和02年02月08日に一部改定し、令和02年02月09日から適用する。

# 「アウトドアを楽しむ会」

## 事業企画および会山行時の自家用車使用に関する規定

制定：平成 12 年 01 月 22 日  
改定：平成 14 年 01 月 26 日  
改定：平成 19 年 01 月 27 日  
改定：平成 22 年 02 月 06 日  
改定：平成 28 年 06 月 18 日  
改定：令和 03 年 02 月 06 日  
改定：令和 06 年 02 月 11 日

### 第 1 条 (目 的)

この規定は、自家用車を使用する会主催の事業企画および会員主催の会山行（以下「事業企画および会山行」という）において、事故を未然に防ぎ、事故発生の際、その処置および費用の算出をスムーズに進めることを目的として定める。又、この規定は、事業企画および会山行時の自家用車使用は、自家用車提供者の自発的、ボランティア的提供の上に成り立っていることを前提にしているものとする。

### 第 2 条 (対 象)

事業企画および会山行に関わらず、当規定を適用する。

### 第 3 条 (使用車両)

事業企画および会山行に使用する車両は、次の項目を満たすことが望ましい。

- (1) 車両は法定による点検整備を正しく実施し、日常の管理を充分に行う他、事業企画および会山行に使用する際には、念入りに点検整備を実施すること。
- (2) 車両は原則として、次の条件で任意保険に加入していること。

対 人	無制限
対 物	無制限
搭乗者	1,000 万円以上
車両保険加入車	
- (3) 気象、地形、その他トラブルに対処できる付属装備を登載していること。  
(チェーン・ロープ・修理工具等)

### 第 4 条 (運 転)

車両の運転に際しては、次の事項を厳守すること。

- (1) 道路交通法規を遵守し、安全運転、防御運転を厳守すること。
- (2) 疲労などにより、安全運転が遂行できない場合は、直ちに運転を中止すること。  
(休息、運転手の交代を行う。)
- (3) 2 時間以上継続して運転しないこと。
- (4) 任意保険による年齢制限に該当する者の運転を認めないこと。

## 第5条 (使用車両に関する費用)

車両使用に際しかかる費用は、次の項により算出し参加者数により均等に配分する。また、事業企画の場合は事前に見込み額を算出し、事業企画参加費に含め徴収することができるものとする。

### (1) 燃料および車両消耗代

走行距離1 km 当たりの単価とし、ガソリン単価を基に運営委員会で決定し、総会に報告する。

### (2) 運転謝礼

往復 100km 未満	1,000 円
往復 100 km以上、200km 未満	2,000 円
往復 200 km以上、300 km未満	3,000 円
以下、100 km増す毎に	1,000 円追加する。

なお、マイクロバスの場合は2倍額とする。

### (3) 有料道路

実 費

## 第6条 (トラブル時の費用の扱い)

事故などトラブル発生時に係わる費用については、基本的には同乗者の相互負担により処理するが、その扱いは次項による。

(1) 駐車違反については、車両の保有者、不在の場合はそれに代わる責任者の全面責任とする。

(2) スピード、一旦停止、シートベルト着用違反については運転手の全面責任とする。

(3) 車両の故障については、車両所有者の責任とする。

(4) 事故に関しては、保険にて処置することを第一とするが、その範囲外については、事故時の運転者の全面責任があるものと判断し処置する。

(5) 事後のわだかまり等発生のないよう充分な話し合いの上処置する。

## 第7条 (その他)

この規定に定めのないものおよびこの規定では処置が不可能な場合は、運営委員会、当事者により協議し解決することとする。なお、この規定に違反してトラブルが発生した場合、この会は一切関知しない。

付 則 (第3回定期総会の制定)

この規定は平成12年01月22日に施行し、平成12年01月23日から適用する。

付 則 (第5回定期総会の改定)

この規定は平成14年01月26日に一部改定し、平成14年01月27日から適用する。

付 則 (第10回定期総会の改定)

この規定は平成19年01月27日に一部改定し、平成19年01月28日から適用する。

付 則 (第13回定期総会の改定)

この規定は平成22年02月06日に一部改定し、平成22年02月07日から適用する。

付 則 (平成27年第4回運営委員会の改定、第23回定期総会時の追認)

この規定は平成28年06月18日に一部改定し、平成28年06月25日から運用する。

付 則 (令和3年第24回定期総会時の改定)

この規定は令和03年02月06日に一部改定し、令和03年02月07日から適用する。

付 則 (令和5年第07回運営委員会の改定、令和6年第27回定期総会時の追認)

この規定は令和06年02月11日に一部改定し、令和06年02月12日から適用する。

<参考>

燃料および車両消耗代の推移

平成12年01月以降	15円/km	(規約制定時)	
平成14年01月以降	15円/km	(規約改正時)	
平成18年08月以降	20円/km	(平成18年08月08日	運営委員会)
平成20年12月以降	15円/km	(平成20年12月25日	運営委員会)
平成23年03月以降	20円/km	(平成23年03月27日	運営委員会)
平成26年07月以降	25円/km	(平成26年07月09日	運営委員会)
平成27年01月以降	20円/km	(平成27年01月24日	運営委員会)
令和3年10月以降	25円/km	(令和03年10月16日	運営委員会)
令和5年8月以降	30円/km	(令和05年08月21日	運営委員会)

# 「アウトドアを楽しむ会」 会計細則

制定：令和7年2月11日

## 第1条 (趣 旨)

この細則は「アウトドアを楽しむ会」会則に定める会計に関わる事項の明確化と取扱いの補則を目的とし、この制定および改廃は運営委員会の過半の賛同を得て決定する。

(内規扱い)

## 第2条 (一般会計)

### 1. 会費

会費は年会費とし年度当初に一括徴収する。なお会費には本会（アウトドアを楽しむ会）会費と県連（上部団体の岩手県勤労者山岳連盟）会費を含むものとする。年度途中に入会した場合の会費は次による。

年度途中の入会者からの本会会費および県連会費は残月数に応じた額とする。

### 2. 退会員に対する会費の返却は行わない。

### 3. 支出事項

(1) 支出は項目ごとの予算額の範囲内で執行できる。なお止むを得ず予算額を超える場合は運営委員会の承認を得る。

(2) 予算に計上した以外の項目の支出が発生した場合は運営委員会の承認を得て「予備費」から支出する。

(3) 支払を証する領収書、レシートなどは項目ごと日付順に綴り込み保管する。

なお慶弔費など領収書類の徴求が困難な場合は事務局長またはその代行の役員が「支払証明」（ひな型、別紙）を作成する。

### 4. 会計帳簿類

次の帳簿類を備え置くものとし会計監査の対象とする。

#### (1) 金銭出納簿

日々の金銭収支および残高を記入する帳簿

#### (2) 諸勘定補助簿

項目ごとの受払簿

#### (3) 領収書類綴（領収書、レシート、支払証明など）、預金通帳

#### (4) 決算報告書

### 5. 会計年度

会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第3条 (事業企画会計)

### 1. 参加費

会山行（ハイキングを含む）の参加費は1事業ごとに決定し1事業ごとに決算する。

### 2. 収支報告

会山行（ハイキングを含む）の班長（または会計係）は事業実施後速やかに（10日以内）「会山行会計収支報告書」（ひな型、別紙）を一般会計の担当役員へ提出する。

なお、余剰金がある場合は、一般会計の「雑収入」に繰り入れる。

### 3. 下見車両費

会山行の企画のためのコース下見に自家用車を使用した場合の車両費（燃料および車両消耗代）は当該山行実施時に下見分の車両費として支出する。

ただし天候不順などで当該山行を中止した場合は運営委員会の承認を得て一般会計の「予備費」から支出する。

（注）山行中止時の車両費（せめてガソリン代）は支払うべきと考える、  
その場合若干の予算措置が必要になると思われる。

### 4. 領収書類

支払いを証する領収書、レシートなどは収支報告書ごとに綴り込み添付する。

なお車両費、高速道料金など領収書類の徴求困難な場合は車両費の受取人、高速道料金の支払者に「支払証明」の作成を受けて添付する。

（注）車両費は「事業企画および会山行時の自家用車使用に関する規定」第5条による。

付 則 （令和7年第28回定期総会時の制定）

この細則は令和7年2月11日に制定し、令和7年2月11日から適用する。